

阿賀野市条例第31号

阿賀野市議会議員及び阿賀野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市議会議員及び阿賀野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年阿賀野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中及び第9条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第12条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「9万9,800円」を「10万1,650円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。